確認事項（収集運搬業者）

排出事業者（委託者）	
確認年月日	委託前　　年　　月　　日（　　） 定期（委託後）　　年　　月　　日（　　）
確認を行なった者	職（第三者の場合、その資格） 氏名
応答した者（受託者：収集運搬業者）	職（資格） 氏名
処理を委託する産業廃棄物の種類、量	

確認方法：適合しているものの確認欄に〇印、非適合のものに×印、該当のないものは―印を記入する。

1	許可証等	確認
	①積込区域及び荷降区域における許可証を有している。	
	②許可証が知事又は保健所設置市長が発行した正当なものである。	
	③許可証が有効期間内のものであり、かつ、許可の範囲に対象の産業廃棄物が含まれている。	
	④日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了者が代表者又は役員として在職している。	
	⑤排出事業者の問合せに対し、処理業者が誠実に応答している。	

2	収集運搬車両等	確認
	①車両の構造が産業廃棄物の運搬に適切なものである。 ア　幌をかけるなど廃棄物の飛散防止対策が講じられている。 イ　感染性廃棄物の場合には適切な収納容器を使用している。	
	②過積載などの違法状態にない。	
	③車両の保管場所、車両、容器が清潔に保たれている。	
	④車両、容器に許可を受けた処理業者の名称、連絡先などの表示がある。	
	⑤収集運搬業務に従事する者の運転免許の種類と有効期間が適正である。	

3	積替・保管の場所	確認
	①廃棄物を過剰に保管していないことが処理業者から適切に説明される。（1 日あたりの平均的搬出量の 7 日分を超えていない。） ※許可証に記載された保管量の根拠が、処理業者が保有する収集運搬業許可申請書に添付されている。	
	②感染性廃棄物が保管されていない。	
	③積替・保管場所が清潔に保たれている。	
	④積替・保管場所の周辺に廃棄物が散乱していない。	
	⑤積替・保管場所の周囲には容易に倒壊することにない囲いが設けられ、かつ入口には施錠が可能な門扉が設けられている。	
	⑥積替・保管の場所を示す看板が見やすい個所にある。	

4	マニフェスト・契約書	確認
	①委託前 ア　過去の契約書やマニフェスト（Ｂ１，Ｃ２）が適切に保存されている。（保存期間は、5 年間）	
	イ　法令に定める帳簿の記載事項（収集運搬年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、運搬量等）が適切である。	
	ウ　過去の契約書やマニフェストに不鮮明な個所又は空欄となっている個所がない。	
	②委託後 ア　排出事業者が委託した廃棄物の処理に関する契約書やマニフェスト（Ｂ１，Ｃ２）が適切に保存されている。	
	イ　排出事業者が委託した廃棄物に関して、法令の定める帳簿の記載事項（収集運搬年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、運搬量等）が適切である。	
	ウ　排出事業者が委託した廃棄物の処理に関する契約書やマニフェストに不鮮明な個所又は空欄となっている個所がない。	

5	収集運搬業者への指示事項

確認事項（処分業者）

排出事業者（委託者）	
確認年月日	委託前　　年　　月　　日（　　） 定　期　　年　　月　　日（　　）
確認を行なった者	職（第三者の場合、その資格） 氏名
応答した者（受託者：処分業者）	職（資格） 氏名
処分を委託する産業廃棄物の種類、量	

確認方法：適合しているものの確認欄に〇印、非適合のものに×印、該当のないものは―印を記入する。

1	許可証等	確認
	①処理施設の所在する区域における許可証を有している。	
	②許可証が知事又は保健所設置市長が発行した正当なものである。	
	③許可証が有効期間内のものであり、かつ、許可の範囲に対象の産業廃棄物が含まれている。	
	④日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了者が代表者又は役員として在職している。	
	⑤排出事業者の問合せに対し、処理業者が誠実に応答している。	

2	施設・設備等	確認
	①廃棄物を過剰に保管していないことが処理業者から適切に説明される。(許可証に記載された 1 日あたりの処理能力の 14 日分を処理前・処理後を通じて超えていない。) ※保管量は、処理業者が保有する処理業許可申請書に添付されている。	
	②場内に産業廃棄物が散乱していない。	
	③場内に悪臭がしない。	
	④廃棄物が外部に飛散・流出しないよう十分な設備（塀、ネット、排水処理設備等）を有していること。	
	⑤廃棄物が施設の周辺に散乱していない。	

	⑥施設の周囲には容易に倒壊することにない囲いが設けられ、かつ入口には施錠が可能な門扉が設けられている。	
	⑦許可の内容を示す看板が見やすい箇所にある。	

3	マニフェスト・契約書	確認
	①委託前 ア　過去の契約書やマニフェスト（Ｃ１，Ｅ）が適切に保存されている。（保存期間は、5年間）	
	イ　法令に定める帳簿の記載事項（受入年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、処分量等）が適切である。	
	ウ　過去の契約書やマニフェストに不鮮明な個所又は空欄となっている個所がない。	
	②委託後 ア　排出事業者が委託した廃棄物の処理に関する契約書やマニフェスト（Ｃ１，Ｅ）が適切に保存されている。	
	イ　排出事業者が委託した廃棄物に関して、法令の定める帳簿の記載事項（受入年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、処分量等）が適切である。	
	ウ　排出事業者が委託した廃棄物の処理に関する契約書やマニフェストに不鮮明な個所又は空欄となっている個所がない。	

4　処分業者への指示事項